

発議第 9 号

流山市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び流山市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 26 年 6 月 25 日提出

提出者

議会運営委員長 根本 守

提案理由 議会基本条例第 19 条では、一般選挙後の任期開始後速やかに行うべきは、議員に対し議会基本条例の研修を行うことを規定している。

しかし、議員研修を充実強化していくには、対象を議会基本条例のみではなく、議会関係諸例規などを研修の対象とすることで、研修の充実強化を行うこととするため。

流山市議会基本条例の一部を改正する条例

流山市議会基本条例（平成21年流山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「速やかに、この条例」の次に「のほか議会関係諸法令等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第10号

公立小中学校間格差の解消を図ることを求める決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年6月25日提出

提出者

教育福祉委員長 森 亮二

## 公立小中学校間格差の解消を図ることを求める決議

つくばエクスプレス沿線整備の中心地となる新市街地地区に建設中の（仮称）おおたかの森小中学校併設校は、平成27年4月開校を目指して建設が進められており、本市としては実に30年ぶりの新設校となる。新設校に関しては時代に合わせた最新の設備が整えられることから、児童生徒並びに保護者の期待も大きい。

一方、既存校23校に関しては平成22年度に東葛地域の近隣市に先駆けて全小中学校の施設耐震化を実施したほか、児童生徒、保護者、議会からの強い求めに応じ、本年は既存の中学校に、来年は小学校の全教室にエアコンを設置することが計画されている。

しかしながら、既存校の現状について詳細を見てみると、建築年数が一番古いものに関しては昭和30年代中期であり、児童生徒の日常活動に悪影響を及ぼすような状況の施設もある。流山市の目指す「学ぶ子にこたえる、流山市。」を実現するために、関係当局並びに教育委員会は、下記の点に留意し、課題解決に向けた取り組みを具体化されたい。

### 記

- 1 施設が未改修の建築年数が50年を超える学校校舎の改修建替計画を早急に策定されたい。
- 2 既存23校の施設設備については、平成27年4月開校の小中学校併設校の施設設備と比較をしても遜色のない環境となるよう努められたい。
- 3 学校は、児童生徒の日常生活と安全に関わることから施設全般の老朽化対策について、計画を早急に策定されたい。

以上、ここに決議する。

平成26年6月25日

千葉県流山市議会

発議第 1 1 号

アスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう求める意見書に  
ついて

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定  
により提出します。

平成 2 6 年 6 月 2 5 日提出

提出者

流山市議会議員 中川 弘

賛成者

流山市議会議員	植田 和子
〃	中村 彰男
〃	松田 浩三
〃	徳増 記代子
〃	根本 守
〃	小田桐 仙
〃	坂巻 忠志
〃	乾 紳一郎
〃	伊藤 實

## アスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう求める意見書

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害が多くの労働者、市民の間に広がっている。現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散は発生しており、労働者や市民に被害が広がり続ける大きな公害問題である。

欧米諸国が製造業の従事者に多くの被害者を出しているのに比べ、日本では、建設業従事者に多くの被害者が生じていることに特徴がある。その理由は、アスベストを奇跡の鉱物としてメリットだけを喧伝して広め、輸入されたアスベストの約8割を建設資材として建設現場で使用したからである。また、国が建築基準法などで不燃化・耐火工法として、アスベストの使用を奨めたことにも大きな原因がある。

特に、建設業は重層下請け構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もない。アスベストは、髪の毛の太さの5千分の1の細さで、繊維状にほぐして使用され、建設現場の従事者が現場で吹付け・切断・加工するときに吸い込み、肺に蓄積され、やがて肺ガンなどを発症させる恐ろしい物質である。国は石綿健康被害救済法を成立させたが、アスベストを原因とする疾患に苦しむ被害者は自らに何の落ち度もないのに、絶望的な痛みと苦しみの中で命を落とし、残された家族の悲しみは底なしの深さであり、更なる対策が必要と言える。

よって、国に対し、アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の早期実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに取り、問題解決を図るよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
厚生労働大臣	田村	憲久	様
環境大臣	石原	伸晃	様

千葉県流山市議会

発議第 1 2 号

農業委員会の見直し等に対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

平成 2 6 年 6 月 2 5 日提出

提出者

流山市議会議員 小田 桐 仙

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

” 徳増 記代子

” 乾 紳一郎

## 農業委員会の見直し等に対する意見書

安倍首相の諮問機関の一つである『規制改革会議農業ワーキング・グループ』が、今年5月14日、取りまとめた『意見』を発表した。その主な内容には、農業委員会の公選制廃止と委員削減、株式会社の農地所有自由化に向けた取り組み、農業協同組合の事実上解体という「三点セットの改革案」となっている。

これに対し、全国農業会議所は「地域で営農に取り組み、地域の信頼の下に、地域に責任を持つ農業者の代表である農業委員の存在と活動が不可欠」という立場から、ワーキング・グループの『意見』に対し「地域の信頼で頑張っている農業委員の気持ちをそぐ理解しがたい内容だ」と批判している。その他にも「農業委員数大幅削減では一人の担当面積が広くなり、責任ある仕事ができなくなる」、「農業委員は、農家の民生委員のようなもの。選挙で選ばれるからこそ「地域の代表」という思いが生まれ、地域の実情がわかるからこそその建議ではないのか。それがいらぬというのなら、今後、誰がこの声を上げていくというのか」など現場から不安や懸念が広がっている。

現場の声を丁寧に聞き取り、農業施策に反映せず、「改革だから」と一方的に断行すれば、そのつけは身近な地域の荒廃だけにとどまらず、国土全体にも悪影響を及ぼしかねない。

よって政府に対し、規制改革会議農業ワーキング・グループの『意見』を政府の成長戦略に盛り込むことについて、現場の声を十分に聞き取り、見直すべき点は見直すなど慎重な対応と現場に無用な混乱を招かない対応を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年6月25日

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
内閣官房長官	菅	義偉	様
内閣府特命担当大臣 (規制改革)	稲田	朋美	様
農林水産大臣	林	芳正	様

千葉県流山市議会

発議第13号

消防団員の安全と団員の確保強化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月25日提出

提出者

流山市議会議員 宮田 一成

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

” 徳増 記代子

” 小田桐 仙

” 乾 紳一郎

## 消防団員の安全と団員の確保強化を求める意見書

東日本大震災において254人の消防団員が犠牲になったことを教訓として、消防団活動の安全対策をより強化することが求められている。

しかし、海岸沿いや津波の遡上による被害が想定される658市町村のうち、津波災害時の消防団活動の安全管理について定めたマニュアルが策定済みの自治体は、全体の約2割にとどまっている。また、全国の水門・陸閘2万7000基のうち現在、開閉が自動化されているものは1429基（5.3%）にすぎず、地方任せになっていることから、今後も国の継続的な支援が欠かせない。

この間、議員発議により平成25年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布及び施行された。その結果、本市消防団員に係る『千葉県市町村非常勤消防団員退職報償金条例』が今年5月に大幅に改善されるなど成果を上げつつも、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化などから、消防団員の確保は難しい現状である。

「勤務中の火災緊急出動要請にも応えたいが、職場の状況を考慮すると出動しづらい。ジレンマを抱える」、「事業所内で気軽に団員を増やせない」、「大災害時、遺体発見や搬送などによるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等で通院し、就業に支障が出ている団員もいると聞いている。そういう場合、家族に迷惑がかかる」という団員の本音や心配、苦労を加味したきめ細かい対応の継続・拡大が国・地方自治体に欠かせない。

よって、国及び千葉県に対し、以下の支援を強化するよう求める。

### 記

- 1 少なくとも約7000基の比較的規模の大きな水門については、期限を決めた自動化・遠隔操作化を図るための支援をさらに強化すること。
- 2 地方交付税措置されている消防団員の報酬及び出動手当について、実際の支給額が地方交付税単価を下回っている市町村が全体の8割にも及ぶことから、団員報酬に対する交付税措置の在り方や、消防個人年金や消防団員福祉共済弔慰金制度の充実も含めた処遇改善へ国及び千葉県は引き続き取り組むこと。
- 3 消防団協力事業所に対する事業税の減免措置や入札参加における優遇措置、商業部門における支援策など全国の自治体や地域独自の努力が始まっている。情報発信にとどめず、財政支援や制度創設も含め国及び千葉県の取り組みを強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年6月25日

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	新藤	義孝	様
国土交通大臣	太田	昭宏	様
経済産業大臣	茂木	敏充	様
千葉県知事	森田	健作	様

千葉県流山市議会

発議第14号

学校教育法及び国立大学法人法の一部改正に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月25日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

” 徳増 記代子

” 小田桐 仙

## 学校教育法及び国立大学法人法の一部改正に反対する意見書

学校教育法は、「大学の自治」を保障するため、国公立のすべての大学に「重要な事項を審議するため教授会を置かなければならない（第93条）」とし、大学運営に欠かさない様々な事項に対する教授会の審議権を定めてきた。

しかし、「教授会で議論する『重要事項』の範囲を限定的なかたちで」、「教授会は、教育・研究に関する学長の諮問機関とする」という日本経団連や経済同友会からの要望を受け、安倍内閣は、学校教育法及び国立大学法人法の一部改正法案を国会へ提出した。

法案では、教育研究費の配分、教員の業績評価、教員採用などの人事、学生の身分など、これまでは教授会が決定してきた重要事項を、「教授会は学長が必要と認めるものについて意見をのべる」に変更される。つまり、必要としない場合は、教員の意見も聞かず、トップにたつ学長の独断で運営できるしくみが導入されている。

しかも学長選考は、選挙にもとづき選ぶという民主主義の土台を崩し、文部科学省が平成25年11月発表した『国立大学改革プラン』に沿った学長像が優先され、学長選挙が形だけのものにもなりかねない。

これでは、「学長に気に入られる研究」、「国の政策に批判的な立場の研究者は採用しない」など、学長の顔色をうかがう風潮が学内にはびこることが懸念され、大学から教育研究の自由や多様性が失われかねない。

学問研究と教育は、社会の未来をささえる大切な営みであり、大学は、教育研究を通じて社会の進歩に貢献すべき国民共有の財産である。国がなすべきは、大学自治を壊す仕組みではなく、「学問の自由」を保障し、大学の多様な発展に必要な条件整備を行うことである。

よって国に対し、学校教育法及び国立大学法人法の一部改正を行わないよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年6月25日

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
内閣官房長官	菅	義偉	様
文部科学大臣	下村	博文	様

千葉県流山市議会

発議第 15 号

「手話言語法」制定を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 26 年 6 月 25 日提出

提出者

教育福祉委員長 森 亮二

## 「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年(平成18年)12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年(平成23年)8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを多くの国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話を学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを多くの国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
厚生労働大臣	田村	憲久	様

千葉県流山市議会

発議第 16 号

集団的自衛権の憲法解釈に慎重な協議を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 26 年 6 月 25 日提出

提出者

総務委員長 松田 浩三

## 集団的自衛権の憲法解釈に慎重な協議を求める意見書

安倍首相は去る5月15日の共同記者会見で、これまでの憲法解釈の下でも集団的自衛権の行使が可能となる立法措置を検討すると述べられ、関連法の改正を急ぐ考えを示した。

これを受けて、5月20日午前「安全保障法制整備に関する与党協議会」の初会合が国会内で開かれ、集団的自衛権行使などの憲法解釈の見直しを巡る議論が始まった。

新聞報道によると、武装集団に離島占拠などのグレーゾーン事態をはじめ、国連平和維持活動（PKO）で自衛隊が民間人を助ける「駆けつけ警護」などの国際協力、集団的自衛権を含む武力行使に当たる行動等の順で協議を進めることで合意がなされたとのことである。

特に、初会合の席上では、国民の命と暮らしを守るために隙間のない法整備をするため、今までの憲法解釈でできることを整備し、同時に憲法解釈を変えることの可否も検討したい。また、安全保障に関する法制を見直していくので、国民の理解を得ながら進めていきたいと語られている。

安倍首相は私的懇談会である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(安保法制懇)」からの報告書の提出を受けた後、首相自ら記者会見し、6月中旬には新たな憲法解釈を閣議決定した後、秋の臨時国会には関連法案を提出し、年末に改定の期限が到来する日米防衛協力のための指針(ガイドライン)に、閣議決定を踏まえた新たな内容を盛り込みたいとの意向も報道されている。

よって国においては、集団的自衛権の行使の容認について、国民の民意が最も大事な要件であることから、公開性や透明性を確保しながら、慎重な協議を重ねるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
防衛大臣	小野寺	五典	様

千葉県流山市議会